

広島県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年四月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市栗原町字東長田五三六六番一地先から 尾道市西則末町五二四七番一地先まで	新	旧	二九・六〇〇 五七・〇〇〇	三三八・二二〇	拡幅
	旧		一六・六〇〇 四七・七〇〇	三五六・二二〇	
尾道市西則末町五二四七番一地先から 尾道市西御所町二番五六三地先まで	新	旧	九・五〇〇 七・五〇〇	一、九七八・ 〇〇	
	旧		九・五〇〇 七・五〇〇	一、九七八・ 〇〇	
尾道市西則末町五二四七番一地先から 尾道市西則末町二二四一番一地先まで	新	旧	二五・〇〇〇 六五・〇〇〇	七三九・〇〇〇	ダブルウェイ
	旧		二五・〇〇〇 六五・〇〇〇	七三九・〇〇〇	
尾道市西則末町五二四七番一地先から 尾道市平原四丁目一〇〇番一地先まで	新	旧	二五・〇〇〇 六五・〇〇〇	七三九・〇〇〇	ダブルウェイ
	旧		二五・〇〇〇 六五・〇〇〇	七三九・〇〇〇	